

平成 24 年 1 月 12 日

受益者の皆様へ

BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

追加型投資信託「フルティス日本小型株オープン 愛称:チャンスメーカー」
繰上償還予定についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは平成 11 年 10 月 29 日の設定日以来、一般のお客様にご投資いただきますよう努力して参りましたが、ファンドの純資産総額は平成 23 年 12 月 9 日現在 3 億 197 万 7,373 円(4 億 5,350 万 7,553 口)で 10 億口を下回る状況でございます。今後数年先を展望しても、当ファンドの運用が困難な状況と考えざるを得ません。

このような状況を十分検討した結果、弊社は当ファンドの繰上償還がやむを得ないと判断し、投資信託約款に基づき平成 24 年 3 月 12 日付をもって償還を繰り上げて行う予定である旨、謹んでご報告申し上げます。何卒ご理解賜わりますようお願いします。

なお、平成 24 年 1 月 12 日以降、当ファンドの販売を停止させていただきます。

敬具

記

● 繰上償還に関するスケジュールについて

①新聞公告(日本経済新聞)	平成 24 年 1 月 12 日
②異議申立期間	平成 24 年 1 月 12 日から平成 24 年 2 月 13 日まで
③繰上償還の確定	平成 24 年 2 月 14 日
④異議申立受益者の買取請求期間	平成 24 年 2 月 16 日から平成 24 年 3 月 6 日まで
⑤繰上償還日	平成 24 年 3 月 12 日

● 繰上償還に係る異議申立について

- ①このお知らせは、公告日(平成 24 年 1 月 12 日)現在 「フルティス日本小型株オープン 愛称:チャンスメーカー」を保有している方(受益者)にお送りしています。
- ②公告日現在の受益者は、上記の異議申立期間に BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に対し、書面によりこの繰上償還に異議を申立てることができます。
- ③異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 24 年 3 月 12 日に当ファンドは繰上償還となります。
- ④繰上償還が確定した場合、当ファンドは安定運用に切替え運用を行います。
- ⑤異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

● 異議申立の手続きについて

予定しております償還に対し、異議のある受益者の方は、書面にて下記 2. の内容をご記入の上、下記 1. の宛先にご送付ください。

1. 異議申立書の送付先

〒100-6740 東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキヨウノースタワー
BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 投信企画部
「フルティス日本小型株オープン」繰上償還に関する異議申立窓口

2. ご記入いただく内容

- ① 住所
- ② 氏名(ご署名、ご捺印)
- ③ ファンド名、保有口数
- ④ 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号
- ⑤ 繰上償還に反対する旨

異議申立に当たっての注意事項

- ・平成24年2月13日弊社必着にてご郵送ください。(平成24年2月14日以降に到着した場合は、異議を無効といたします。)
- ・当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方または同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。
- ・異議を申立てられた受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認する都合上、お取扱い販売会社とBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及び受託会社の三者間で受益者に関する情報を共有することに同意いただけたものといたします。
- ・異議申立書の記載に不備がある場合は、異議を無効とさせていただく場合があります。
- ・異議の無い受益者の方は、手続きの必要はありません。
- ・異議申立期間中についても、償還に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受け付けております。

●異議申立の受益者の買取請求手続きについて

異議申立の受益者は、当ファンドの繰上償還が決定した場合、以下の手続きにより自己の所有する受益権について、信託財産をもって買取ることを請求することができます。

1. 買取請求受付期間 平成24年2月16日～平成24年3月6日

(平成24年3月7日以降に到着した場合は、買取請求を無効とさせていただきます。)

2. 買取請求手続き

- ① 買取請求をご希望の受益者の方は、販売会社の担当窓口の本支店担当者に買取請求必要書類をご請求ください。販売会社より「買取請求のご案内」をお送りいたします。
- ② 買取請求必要書類へのご記入
- ③ 買取請求必要書類を販売会社へご送付
- ④ BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社から受託会社へ、買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込(お支払代金から振込手数料を差し引かせていただきます。)

上記の買取請求は、議決権行使による反対された受益者が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。このご請求手続きは一部解約の実行請求に準ずるものとします。

●本件に関してご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

フリーダイヤル:0120-996-222 (受付時間:土日祝日を除く午前10時から午後5時まで)

以上